

児 第 434 号
令和2年 5月22日

各児童福祉施設 管理者 様

千葉県健康福祉部児童家庭課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について

本県の児童福祉行政の推進については、日頃から多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛や「3つの密」の発生を避ける行動をとることなどを要請し、県一丸となって新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組んできたところであり、その結果、新規感染者数は減少に転じ、事態の収束に向けて着実に前進してきたところです。

国では、本県を含めた特定警戒都道府県における感染状況についての専門家の評価を踏まえ、随時、緊急事態宣言の解除を行っておりますが、本県を含む首都圏の1都3県では引き続き緊急事態宣言が維持されています。

本県の緩和はないものの、感染防止対策に留意しつつ業務を再開する業種もあると思われ、今後も（緊急事態宣言が解除された場合でも）気を緩めることなく、感染防止に向けた取組を継続することが求められます。

つきましては、業務継続にあたって、引き続き下記事項の順守徹底を図られるようお願いいたします。

記

- ・ 職員等が感染源とならないよう「3つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・ 「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を継続していくこと
- ・ 職員のみならず職員の家族も含め日々の体調を把握して、少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと
- ・ その他「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた、各施設で必要な感染症対策を実施すること